平成29年度弁理士試験 短答式 筆記 試験問題集

特許法等に規定する訴え又は罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴え及び実用新案登録無効審判の審決に対する訴えにつき、裁判により訴訟手続が完結した場合は、特許庁長官に対し、各審級の裁判の正本を送付しなければならない。
- 2 特許無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とされているが、実 用新案登録無効審判の審決に対する訴えは、大阪高等裁判所にも提起することができる。
- 3 法人の代理人が、その法人の業務に関し、実用新案権を侵害した場合、その法人は、 罰金刑を科されることがあるが、その法人のその代理人は、罰金刑を科されることはない。
- 4 裁判所が特許法又は実用新案法に規定する審決に対する訴えにつき、審決の取消しの判決を言い渡し、当該判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行うことなく、直ちに当該判決の理由中の判断と同じ内容の審決をしなければならない。
- 5 特許法又は実用新案法には、審判を請求することができる事項について、審判を請求 することも、審判を請求することなく当該事項に関する訴えを提起することもできる旨 の規定がある。

特許法第 29 条の 2 (いわゆる拡大された範囲の先願) 又は第 39 条 (先願) に関し、次の (4) ~ (4) のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

なお、特に文中に示した場合を除いて、発明については、いずれも出願人が自らした発明とする。

- (イ) 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、出願Aを基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う発明イ及び口についての特許出願Bをし、その後、出願Bを分割して発明イについて新たな特許出願Cをした。 乙は、発明イについて出願Bの出願の日後であって出願Cの出願の日前に特許出願Dをした。この場合、出願A及びBについて出願公開がされなくとも、出願Cについて出願公開がされたときは、出願Dは出願Bをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される場合がある。
- (n) 発明**イ**及び口についての特許出願**A**の出願後、出願**A**を分割して発明口について新たな特許出願**B**をした場合、出願**B**は、出願**B**に係る発明口に関して、特許法第39条の規定により特許を受けることができるか否かを判断する場合においては出願**A**の出願の日になされたものとみなされ、同法第29条の2の規定により同判断をする場合においては出願**B**の出願の日になされたものとみなされる。
- (ハ) 甲は、発明イ及び口について外国語書面出願Aとして出願したが、その出願Aの、特許法第36条の2第8項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた翻訳文には発明イが記載されていなかったので、甲は、その後、誤訳訂正書を提出して発明イを明細書に追加する補正をした。乙は、発明イについての特許出願Bを、出願Aの出願の日後であって出願Aの出願公開前にした。

この場合、出願Aが出願公開されても、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されない。

(二) 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、出願Aを基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う発明イ及び口についての特許出願Bをし、さらに出願A及びBを基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う発明イ、口及びハについての特許出願Cを出願Aの出願の日から 1 年以内にした。 乙は、発明イについての特許出願Dを、出願Bの出願の日後であって出願Cの出願の日前にした。 出願Cが出願公開されたとき、出願Dは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。

(ホ) **甲**は、自ら発明したわけでもなく、特許を受ける権利も承継していない発明**イ**について特許出願**A**をした。**乙**は、自らした発明**イ**について特許出願**B**を、出願**A**の出願の日後であって出願**A**の出願公開前に行った。その後、出願**A**が出願公開された場合であっても、出願**A**がいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として、出願**B**が拒絶されることはない。

ただし、**乙**は、出願**B**の出願を行った時点で、出願**A**の特許を受ける権利を承継していない。

- 1 1つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

特許法に規定する手続きに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に 規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同項第3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- (4) 特許出願Aの分割に係る新たな特許出願Bが、最初の拒絶理由通知とともに特許法第 50条の2に規定する通知(出願Aについて既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)がされていない場合において、最初の拒絶理由通知に対する補正を、出願Bの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内で指定された期間内にしたときでも、その補正が認められない場合がある。
- (p) 外国語書面出願の外国語書面には記載されているが、特許法第36条の2第8項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた翻訳文には記載されていない事項を明細書に追加する補正を、誤訳訂正書を提出せずにする場合は、特許法第17条の2第2項に規定する誤訳訂正書の提出の要件を満たしていないものとして、拒絶の理由が通知されることがある。
- (ハ) 最後の拒絶理由通知後に、特許請求の範囲の明りょうでない記載の釈明を目的として 行われた補正が、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものでなかっ たということが特許査定の謄本の送達後に認められた場合、そのことを理由として特許 が無効とされることはない。
- (二) 第1回目の拒絶理由通知を受けた後、第2回目の拒絶理由通知を受けた場合において 指定された期間内にした特許請求の範囲の補正は、特許請求の範囲についての補正を制 限した特許法第17条の2第5項各号に規定する事項を目的とするものでなくても、その ことを理由として却下されないことがある。
- (*) 特許出願について出願公開の請求がなされている場合であっても、その後、出願公開前に当該出願が取り下げられたときは、出願公開されることはない。

- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

特許法に規定する訴えに関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権の通常実施権者は、当該特許権に係る審判に参加を申請して許されたとしても、 当該審判の審決に対する訴えを提起することはできない。
- (p) 裁判所は、審決に対する訴えの提起があったときは、当該訴えが特許庁長官を被告と する場合に限り、当該訴えの提起があった旨を特許庁長官に通知しなければならない。
- (n) 特許無効審判における当該審判の請求に理由がない旨の審決に対する訴えの提起があった場合において、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、裁判所は、 判決の主文において、当該特許の無効を確認する判決を言い渡すことができる。
- (二) 特許無効審判の審決の取消訴訟においては、当該審判の手続において審理判断されなかった公知事実との対比における無効原因は、当該審決を違法とし、又はこれを適法とする理由として主張しても、認められない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

特許権の侵害に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 物の発明の特許権者が、その物の生産に用いる物であってその発明による課題の解決 に不可欠なものを販売している者に対して特許権侵害に基づく損害賠償を請求する場合、 その販売している者が「その発明が特許発明であることを知っていた場合」には、特許 法の規定により、自らが譲渡した物が「発明の実施に用いられること」を知っていたと 推定される。
- (p) 特許権者が、拒絶査定不服審判において、拒絶の理由を回避するために、特許請求の範囲を「成分Aを10~30%の範囲で含有した」から「成分Aを10~20%の範囲で含有した」に減縮する補正をした場合、成分Aを25%含有した製品については、特許権侵害訴訟において、当該製品の構成が当該特許の特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たることを理由に、当該製品が「特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属する」とは解されない余地がある。
- (ハ) 特許権者が、自己の特許権を侵害する製品を製造し、譲渡や輸出をしている者(侵害者)に対し侵害の停止を請求する場合、侵害者が当該特許権を侵害する製品を製造していることだけを立証すれば、その侵害者に対し、当該侵害品の譲渡や輸出の差止が必ず認められる。
- (二) 特許権侵害訴訟において損害賠償を命ずる終局判決を受けた侵害者が、特許権者に対し、当該終局判決に基づいて損害賠償金を支払った場合、当該終局判決が確定した後、 当該特許権に係る特許を無効にすべき旨の審決が確定しても、当該侵害者は、当該終局 判決に対する再審の訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができない。
- (本) 特許権侵害訴訟において、営業秘密について秘密保持命令を受けた訴訟代理人が弁理士である場合、当該弁理士は、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的で使用するときには、当該弁理士と書面により秘密保持契約を締結した事務職員に対し、当該営業秘密が記載された書面を開示してその書面のコピーを作成させることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査(以下「前置審査」という)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 審判官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について、拒絶査定不服審判の請求に 理由があり、他に拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の審決をしなければ ならない。
- (p) **甲**が特許出願について拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達を受けた後に、**乙**が**甲**から 当該特許出願に係る特許を受ける権利を特定承継した。その場合において、**乙**が当該特 許出願の拒絶査定不服審判を請求するとき、拒絶査定不服審判を請求することができる 期間の起算日は、当該特定承継の日である。
- (ハ) 審査官は、特許出願について、特許を受けようとする発明が明確であるとはいえないこと(拒絶の理由1)、及び特許出願前に日本国内において公然知られた発明であること(拒絶の理由2)を理由に、拒絶をすべき旨の査定をした。その後、当該査定に対する拒絶査定不服審判の前置審査において、審査官は、拒絶の理由2はなくなったが、拒絶の理由1があると判断し、その審査の結果を特許庁長官に報告した。この場合、審判官は、拒絶の理由2によって、審判の請求は成り立たない旨の審決をすることはできない。
- (二) 共有に係る特許を受ける権利に基づく特許出願についての拒絶をすべき旨の査定に対し、共有者全員で拒絶査定不服審判を請求した場合において、当該特許出願を取り下げるとき、共有者の各人が全員を代表することはできない。
- (ま) 拒絶査定不服審判の請求と同時に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされた場合において、当該補正が誤記の訂正のみを目的とするとき、審判官は、補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際、独立して特許を受けることができるか否か判断しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- 1 **甲**は、発明**イ**について特許出願**A**をした後、その特許を受ける権利を**Z**に譲渡した。 このとき、**Z**は、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、特許法第 38 条の 3 第1項に規定する先の出願を参照すべき旨を主張する方法により、出願**A**を参照すべき 旨を主張して特許出願することができる場合はない。
- 2 **甲**が、特許出願**A**をした後、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、特許 法第38条の3第1項に規定する先の出願を参照すべき旨を主張する方法により、出願**A** を参照すべき旨を主張して特許法第44条第1項の規定による出願**A**の分割に係る新た な特許出願をすることができる。
- 3 発明の詳細な説明に、その発明に関連する文献公知発明に関する情報の開示がない場合、審査官は、特許法第36条第4項第2号に規定する要件を満たしていないことを理由として、事前に出願人に意見書を提出する機会を与えることなく、直ちに拒絶の理由を通知することができる。
- 4 特許出願について特許法第 38 条の2第2項に規定する補完をすることができる旨の 通知を受けた場合、当該通知を受けた者は、手続補完書の提出と同時に明細書を提出し て明細書についての補完をすることができるが、手続補完書の提出と同時に要約書を提 出しても要約書についての補完をすることはできない。
- 5 **甲**は、自らした発明**イ**をテレビの生放送番組で公開し、その公開の日から4月後に発明**イ**について特許出願**A**をした。その後、**甲**が、出願**A**の出願の日から10月後に出願**A** に基づく特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して発明**イ**及び**ロ**について特許出願**B**をするとき、発明**イ**について、特許法第30条に規定する発明の新規性喪失の例外の適用を受けることができる場合はない。

国際実用新案登録出願及び実用新案登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、国内処理基準時の属する日までに、図面を特許庁長官に提出しなければならないが、その日までに図面の提出をしない場合でも、特許庁長官から図面の提出を命じられて図面を提出するときは、図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出することができる。
- 2 国際実用新案登録出願の出願人は、国内処理の請求をする場合、第1年から第3年までの各年分の登録料の納付をその国内処理の請求の時までにしなければならない。
- 3 明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明)及び要約の日本語による翻訳文を特許 庁長官に提出した外国語実用新案登録出願の出願人は、当該出願の国内処理の請求をし た場合、その国内処理基準時の属する日を経過した後に、特許協力条約第19条の規定に 基づく補正の日本語による翻訳文を提出することはできない。
- 4 特許法第 184条の4第1項に規定される外国語特許出願の出願人は、同法第 184条の5第1項の規定による手続をし、同法第 195条第2項の規定により納付すべき手数料を納付し、同法第 184条の4第1項又は同条第4項の規定による翻訳文を提出した後であっても、国内処理基準時の経過後でなければ、当該出願を実用新案登録出願に変更することができない。

なお、この外国語特許出願について出願審査の請求はされていないものとし、また、国際出願日から9年6月を経過していないものとする。

5 実用新案登録出願に関する実用新案技術評価の請求は、出願後に何人も請求することができるが、国際実用新案登録出願の場合には、国内処理基準時を経過するまでは出願人であってもすることはできない。

国内優先権、パリ条約の優先権、パリ条約の例による優先権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものの組み合わせは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- (イ) 甲は、発明イ及び口について特許出願Aをし、出願Aの出願日から1年以内に、発明 イについて出願Aを分割して新たな特許出願Bをした。出願Bの出願後、出願Aの出願 日から1年以内であれば、甲は、発明口及びハについて、出願Aを基礎とする特許法第 41条第1項の規定による優先権の主張を伴う特許出願Cをすることができる。
- (n) 甲は、発明イ及び口について特許出願Aをし、出願Aの出願日から1年以内に、出願Aを基礎として特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う、発明イ、口及びハについての我が国を指定国とする国際出願Bをした。国際出願の場合には、優先日から30月以内であればいつでも優先権の主張を取り下げることができるため、出願Aの出願日から1年4月を経過した後であっても、甲が、出願Aの出願日から30月以内に出願Aを基礎とする優先権の主張を取り下げれば、出願Aは取り下げられたものとみなされることはない。

なお、国際出願Bについて、出願審査の請求はされていないものとする。

- (ハ) パリ条約の同盟国の国民である甲は、発明イについてパリ条約の同盟国であるX国で特許出願Aをし、その後、世界貿易機関の加盟国であるY国で、発明口について特許出願Bをした。甲が、発明イ及び口について、出願A及びBを基礎とするパリ条約による優先権の主張及びパリ条約の例による優先権の主張を伴って我が国に特許出願Cをする場合、甲が、特許法第43条第2項に規定する書類(優先権書類)を提出できる期間は、出願Aについての優先権書類はX国における出願Aの出願日から1年4月以内、出願Bについての優先権書類はY国における出願Bの出願日から1年4月以内である。
- (二) 特許出願Aを基礎とする特許法第 41 条第1項の規定による優先権の主張を伴う特許 出願Bがなされた後、出願A及びBを基礎とする同項の規定による優先権の主張を伴う 特許出願Cがなされた。この場合において、出願A及びBのいずれについても、出願公 開されることはない。

(ホ) **甲**は、発明**イ**及び**ロ**についてパリ条約の同盟国**X**で特許出願**A**をし、出願**A**の出願後に、出願**A**を分割して発明**イ**についての新たな特許出願**B**をし、その後、出願**A**が取り下げられた。その後、**甲**が、我が国に出願**A**の出願日から1年以内にパリ条約による優先権の主張を伴う発明**イ**についての特許出願**C**をする場合、出願**A**及び**B**の両方を当該優先権の主張の基礎とすることができる。

なお、出願A及びBはいずれも、パリ条約第4条Aに規定する正規の国内出願とする。

- 1 (イ)と(p)
- 2 (ロ)と(ハ)
- 3 (ニ)と(ホ)
- 4 (1) と (ハ)
- 5 (1) と(ま)

拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査(以下「前置審査」という)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものの組合せは、どれか。

- (4) 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、審査官にその請求を審査させなければならない。
- (p) 前置審査において、審査官は、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定の理由と異なる拒絶の理由を発見し、請求人に対してその拒絶の理由を通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を与えた。この場合において、その期間内に請求人からなんら応答がなく、特許をすべき旨の査定をすることができないとき、審査官は、拒絶をすべき旨の査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。ただし、期間の延長は考慮しないものとする。
- (ハ) 前置審査において、審判請求書に請求の趣旨又はその理由の記載がない場合、審査官は、請求人に対し、相当の期間を指定して、その審判請求書について補正をすべきことを命じなければならない。
- (二)審査官は、拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書の補正があり、当該補正が当該特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてされていないものと認めた場合であって、その補正を却下すると特許をすべき旨の査定をすることができないときは、拒絶をすべき旨の査定をすることができる。
- (ホ) 前置審査において、審査官が、事件について直接の利害関係を有する場合には、その 職務の執行から除斥される。
- 1 (1)と(口)
- 2 (1) と(ま)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ハ)と(ニ)
- 5 (ニ) と (ホ)

特許権の存続期間の延長登録の出願について、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものの組合 せは、どれか。

なお、以下において、「特許権の存続期間の延長登録の出願」を「延長登録の出願」という。

- (4) 延長登録の出願では、医薬品や医療機器など「物」の発明も対象としている。したがって、医薬品や医療機器に係る考案として実用新案登録を受けている実用新案登録出願の場合には、実用新案権の存続期間の延長をするための出願をすることができる。
- (p) 延長登録の出願は、特許法第67条第2項に規定する政令で定める処分を受けた日から同法第67条の2第3項に規定する政令で定める期間内にする必要があるが、特許権の存続期間が満了した後には、延長登録の出願をすることができない。
- (ハ) 共有に係る特許権について、共有者の一人が、他の共有者の同意を得て単独で延長登録の出願をした場合には、拒絶の理由とならず、延長登録無効審判の請求理由にも該当しない。
- (二) 延長登録の出願があったとき、その出願の拒絶をすべき旨の査定が確定した場合及び特許権の存続期間を延長した旨の登録があった場合を除き、その特許権の存続期間は延長されたものとみなされる。
- (ホ) 延長登録の出願の審査において、その延長を求める期間が、その特許発明を実施する ことができなかった期間を超えていたとしても、拒絶の理由となることはない。
- 1 (1)と(二)
- 2 (1)と(ハ)
- 3 (ロ)と(ニ)
- 4 (ロ) と(ホ)
- 5 (ハ)と(ニ)

特許権又は実用新案権の侵害に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 特許権侵害訴訟において、特許権者が、原告となって、特許権を侵害する者を被告として、特許法第 100 条に基づいて差止請求を、民法第 709 条に基づいて損害賠償を請求する場合、原告は、いずれの請求においても、当該特許権を侵害したことについての被告の故意又は過失を立証する必要がある。
- (p) 特許権者が、特許権侵害訴訟において、特許権を侵害する製品を製造販売している者 に対し、製造販売の停止を請求する場合、その特許権者は、併せて侵害者が侵害製品を 製造した設備の除却を請求することができる。
- (ハ) 特許法には、特許権者が、侵害者等に対しその権利を行使した場合において、特許を 無効にすべき旨の審決が確定したときは、その権利の行使により相手方に与えた損害を 賠償しなければならない旨の規定があり、実用新案法には、実用新案権者が、侵害者等 に対しその権利を行使した場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定 したときは、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償しなければならない旨の 規定がある。
- (二) 特許権者が、自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合であって、侵害者の営業努力により侵害品が市場で爆発的に売れたなどの事情があるときは、侵害者が当該製品を販売することが特許権侵害になることを認識しながら販売したとしても、侵害者が譲渡した侵害品の数量に、特許権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額が、特許権者が受けた損害の額とされない場合がある。
- (本) 特許権侵害訴訟において、侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類を被告 (侵害者) が所持している場合であって、当該書類を提出することが被告の利益を著し く害するなど、その提出を拒むことについて正当な理由があるときは、裁判所は、被告 に対し、裁判所のみに当該書類を提示させ、その提示に基づいて損害の計算をすること ができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許法に規定する実施権、仮専用実施権又は仮通常実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、 正しいものの組合せは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

(4) 特許法第36条の2第2項に規定する外国語書面出願の場合、特許を受ける権利を有する者は、外国語書面の翻訳文に記載した事項の範囲内であれば仮専用実施権の設定をすることができ、また、誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面を補正した場合には、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に記載した事項の範囲内で、仮専用実施権の設定をすることができる。

なお、翻訳文に記載した事項は、外国語書面に記載した事項の範囲内であり、また、 仮専用実施権の設定行為に別段の定めはないものとする。

- (p) 仮通常実施権が許諾されている実用新案登録出願を特許出願に変更した場合、当該仮通常実施権の許諾を受けていた者が当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内の事項を実施するためには、当該特許出願に係る新たな仮通常実施権の許諾が必要である。 なお、当該実用新案登録出願に係る仮通常実施権の設定行為に別段の定めはないものとする。
- (ハ) 特許法第93条に規定する公共の利益のための通常実施権の設定の裁定においては、必ずしも対価の額を定めなくてもよい。
- (二) 発明**イ**に係る特許権の権利者**甲**は、**乙**に対し、その特許権を目的とする質権を設定した。その後、**甲**が、発明**イ**を権原なく業として実施していた**丙**に対し、自己の特許権侵害による実施料相当額の損害賠償を請求したところ、**丙**より**甲**に損害賠償として実施料相当額の支払がなされた。**乙**は、**丙**より**甲**に損害賠償として支払われた金銭に対して、質権を行うことはできない。
- (ホ) 特許庁長官は、特許法第83条第2項に規定する不実施の場合の通常実施権の設定の裁定をした後で、通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、職権で裁定を取り消すことができ、裁定の取消しがあったときは、通常実施権は裁定のときからなかったものとみなされる。

- 1 (1) と (1)
- 2 (1)と(二)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ハ)と(ホ)
- 5 (ニ) と (ホ)

特許法に規定する手続に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合には、在外者本人が、特許 管理人によらないで手続をし、又は特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分 を不服として訴えを提起することができる。
- 2 審査官が、拒絶査定不服審判の請求後に特許法第 163 条第 2 項において準用する同法 第 50 条の規定により拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会 を与えた場合、請求人は、その指定期間の経過後であっても、その期間の延長を請求す ることができる場合がある。
- 3 特許権の存続期間は、その期間の末日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)である場合には、その日の翌日をもってその期間の末日となる。
- 4 日本国内に住所又は居所を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、 特別の授権を得なければ、特許法第44条の規定による特許出願の分割をすることができ ない。
- 5 未成年者(独立して法律行為をすることができる者を除く。)がした手続は、特許法第18条に規定する手続の却下処分があった後でも、法定代理人により追認することができる。

特許法に規定する審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 請求項**イ**及び**口**に係る特許に関し、**甲**が請求項**イ**についてのみ特許無効審判**X**を請求 したとき、請求項**イ**及び**口**について特許無効審判を請求することができる**乙**は、特許無 効審判**X**が審理の終結に至るまでは、請求人として、請求項**口**に係る特許を無効にすべ き旨の審決を求めて、特許無効審判**X**に参加することができる。
- 2 **甲**が特許無効審判を請求したとき、その特許無効審判に参加を申請して許可された**乙** が、**甲**がその特許無効審判の請求を取り下げた後において、審判手続を続行することができる場合はない。
- 3 特許無効審判への参加の申請は口頭ですることができる。
- 4 特許庁長官は、審決があったときは、審決の謄本を当事者及び参加人に送達しなければならないが、審判に参加を申請してその申請を拒否された者には送達する必要はない。
- 5 特許無効審判 X について、特許無効審判 X に係る特許権と同一の特許権について特許 無効審判を請求することができる甲が請求人として特許無効審判 X に参加した場合、甲 は、特許無効審判 X において一切の審判手続をすることができ、特許無効審判 X の結果 について利害関係を有する Z が当事者の一方を補助するために特許無効審判 X に参加し た場合、 Z も、特許無効審判 X において一切の審判手続をすることができる。

特許法に規定する実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

以下において、特許権Aの権利者である甲は、特許権Aについて**Z**に専用実施権を設定し、その専用実施権の設定の登録がされ、その後、**Z**は、その専用実施権につき、**甲**の承諾を得て、**丙**に通常実施権を許諾したものとする。

- (イ) **甲**が、特許権Aを放棄するためには、**乙**の承諾とともに**丙**の承諾を得る必要がある。
- (p) **乙**が、その専用実施権を実施の事業とともに第三者に譲渡する場合には、**甲**の承諾を得る必要はないが、**丙**の承諾を得る必要はある。
- (ハ) 特許権Aにつき、**丁**が、先使用による通常実施権を有する場合、**丁**の通常実施権は、**乙**に対してもその効力を有する。
- (二) **丙**は、実施の事業とは切り離してその通常実施権を第三者に譲渡するためには、**乙**の 承諾を得ればよい。
- (ホ) **乙**は、**丙**への通常実施権の許諾契約を解除した上で**甲**から特許権**A**を譲り受け、この 移転について登録をした。その後、**乙**は、第三者に特許権**A**を譲渡し、この移転は登録 された。この場合、**乙**は、なお特許権**A**についての専用実施権を有している。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 5つ

次の①~⑩の番号が付された空欄に適切な語句を入れると、特許法における特許異議の 申立て制度についてのまとまった文章になる。①~⑩の空欄に語句を入れたとき、空欄番 号と語句の組合せとして最も適切なものは、どれか。

なお、①~⑩の空欄には、同じ語句を2回以上入れてもよい。

我が国では、昭和34年の現行特許法の制定当初から、特許異議の申立て制度と特許無効審判制度が併存してきた。 ① の知見を活用する特許異議の申立て制度については、異議を申し立てた後は、審理中に、② に意見を述べる機会が与えられず、異議が認められなかった場合に、③ が不満を残し、改めて特許無効審判を請求する結果、紛争が長期化し、 ④ ・権利者双方にとって負担が大きかった。このため、平成15年の法改正により特許無効審判制度に包摂されるに至った。

しかしながら、特許無効審判制度は厳格な審理が可能である一方、 ⑤ を原則として おり、当事者の手続負担が大きく、地方ユーザーにとっては時間やコストの面で不利であるとの指摘もなされた。

また、我が国において強く安定した特許権を早期に確保することの重要性はますます高まっていた。

以上の背景を踏まえ、特許の権利化後の一定期間に ⑥ をする機会を与えるための新たな制度を導入することが適切であるとされた。また、新たな制度においては、特許庁の のみに依存することなく、 ⑧ が簡易な手続で主体的に意見を述べる機会を適切に取り入れ、効率的な審理により最終的な判断を速やかに出せるようにすることが重要であると整理され、i)特許異議の申立て制度と特許無効審判制度の趣旨及び性格付けの違い、ii)平成 15 年の法改正の趣旨、iii)特許異議の申立て制度の使い易さと濫用防止のバランス、iv)運用上の工夫による特許異議の申立て制度の魅力向上、等の留意すべき事項を考慮した上で、制度設計を行うことが適切とされた。さらに特許異議の申立て制度の導入に伴い、特許異議の申立てとの性格の違いや、特許無効審判を ⑨ 請求できる制度を維持した場合の問題点等を含め総合的に判断し、特許無効審判を ⑨ 請求できる制度を維持した場合の問題点等を含め総合的に判断し、特許無効審判については、 ⑩ 請求をできるよう改めることが適切であるとされた。

- 1 ①第三者 ④申立人 ⑧特許庁
- 2 ②申立人 ⑤書面審理 ⑩利害関係人のみが
- 3 ③申立人 ⑥特許付与の見直し ⑦職権審理
- 4 ①第三者 ⑤口頭審理 ⑦弁論主義
- 5 ②申立人 ⑥特許付与の見直し ⑨利害関係人のみが

特許出願及び実用新案登録出願の分割及び実用新案登録に基づく特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

1 **甲**は、発明**イ**及び**口**についての特許出願**A**を基礎として、特許法 41 条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明**イ、口**及び**ハ**についての特許出願**B**をした後、出願**B**の発明**口**を分割して新たな特許出願**C**をした。**甲**は、出願**A**の出願と同時に、発明**イ**及び**口**について特許法第 30 条に規定する新規性喪失の例外の規定の適用を受けるために同条第3項に規定する書面及び証明書を特許庁長官に提出したが、出願**B**においては、同項に規定する書面及び証明書を特許庁長官に提出しなかった。

この場合であっても、出願Aの出願と同時に提出された上記書面及び証明書は、出願 Cの発明口について新規性喪失の例外の規定の適用を受けるために提出しなければなら ないものとして、出願Cの出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなされる。

- 2 実用新案登録に基づく特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は 図面に記載した事項が、その出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、 実用新案登録請求の範囲及び図面に記載した事項の範囲内でなくても、その出願の基礎 とされた実用新案登録に係る実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新 案登録請求の範囲及び図面に記載した事項の範囲内にある限り、その実用新案登録に係 る実用新案登録出願の時にしたものとみなされる。
- 3 特許出願人は、特許出願について、拒絶査定不服審判請求前に特許をすべき旨の査定 の謄本の送達があった場合において、その送達があった日から30日以内であっても、当 該出願を分割して新たな特許出願をすることができない場合がある。
- 4 実用新案登録の請求項1~3のうち、請求項1についてのみ実用新案技術評価の請求が、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者によってされ、当該請求に係る実用新案法第13条第2項に規定する通知を受けた日から30日を経過した場合、実用新案権者は、請求項1に係る考案の実用新案登録に基づく特許出願はできないが、請求項2又は3に係る考案の実用新案登録に基づく特許出願についてはできる場合がある。
- 5 実用新案登録に基づく特許出願の出願後に、基礎とした当該実用新案登録が無効になった場合には、当該実用新案登録に基づく特許出願は却下される。

特許無効審判又は訂正審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 請求項の数が1の特許についての訂正審判において特許法第165条第1項の規定による通知(いわゆる訂正拒絶理由通知)がされた場合、特許権者が、当該訂正審判の請求 書及び当該請求書に添付した訂正した明細書等の補正をせずに、当該特許につき、別途、 訂正審判を請求することは、特許法上、禁止されていない。
- 2 特許無効審判において、当該審判の請求に理由がない旨の審決がされた場合であって、 当該審判の請求人が、審決の謄本の送達があった日から30日を経過するまでに当該審決 に対する訴えを提起したとき、当該請求人は、その訴えに対する判決が確定するまで、 その特許に対して、同一の事実及び同一の証拠に基づく新たな特許無効審判を請求する ことが、特許法上、認められている。
- 3 特許異議の申立てをした特許異議申立人が当該特許異議の申立てと同じ理由による特 許無効審判の請求を行った場合、当該特許無効審判の請求は審決をもって却下されるこ とがある。
- 4 特許請求の範囲に記載された2以上の請求項に係る特許について、その一部の請求項 に係る特許を無効にすべき旨の審決が確定した場合、無効とされなかったその他の請求 項を訂正することについて訂正審判を請求することができる。
- 5 特許請求の範囲に記載された2以上の請求項に係る特許について、その一部の請求項 について特許異議の申立てがされているとき、特許異議の申立てがされていない請求項 については、その特許異議の申立てが特許庁に係属した時からその決定が確定するまで の間であっても、訂正審判を請求することが、特許法上、認められている。

特許法に規定する審判又は再審に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

1 訂正審判の請求人は、審理の終結の通知がある前は、審判請求書及び訂正審判の請求 書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができ る。

ただし、審理の再開はされていないものとする。

- 2 訂正審判の請求人が同一である2以上の訂正審判については、審理の併合をすること ができる。
- 3 特許無効審判において、訂正の請求により、当該特許無効審判の請求書の請求の理由 を補正する必要が生じた場合、審判長は、当該特許無効審判の被請求人の同意を必要と することなく要旨を変更する補正を許可することができるが、このとき、その被請求人 の同意が必要とされない理由の1つとして、訂正の請求をすることをもって被請求人の 同意があったものと擬制することが可能であることが挙げられる。
- 4 審判長は、特許無効審判において、審判請求書の請求の理由の補正がその要旨を変更 するものである場合であって、当該補正を許可するときは、当該補正後においても無効 審判請求に理由がないと認められる場合であっても、当該補正に係る手続補正書の副本 を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければな らない。
- 5 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の利益を害する目的をもって審決をさせた場合であって、その第三者が、その確定審決に対し再審を請求するときは、その確定 審決の請求人及び被請求人を、その再審の共同被請求人として、請求しなければならない。

意匠法における意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 ワイシャツの肩の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、意匠に係る物 品を「ワイシャツの肩」として意匠登録を受けることができる。
- 2 ビニールハウスは地面に固定するものであるから、そのビニールハウスの形状、模様 若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けることはできない。
- 3 白いしょう油皿の上面に凹凸が施されていることにより、濃赤色のしょう油を注いでいくと、注がれた量に応じて段階的に濃赤色の模様が変化していくものがある。このしょう油皿について、その模様の変化を含めて意匠登録を受けることができる。
- 4 傘骨は、傘という物品において構造上重要な役割を占め、破損時には交換できるものである。この傘骨の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、意匠に係る物品を「傘骨」として意匠登録を受けることができる。
- 5 視線移動やまばたきなどを感知し、その信号を送るメガネ型入力機器により、撮影機能を発揮させるための操作に係る画像が表されたデジタルカメラの操作を行うことができる場合がある。この場合、当該画像は、メガネ型入力機器と一体として用いられる物品に表示される画像であるから、メガネ型入力機器の操作の用に供される画像として意匠登録を受けることができる。

秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- **甲**が、「スプーン」の意匠と、その意匠を含む「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の組物の意匠について同日に意匠登録出願をする場合、「スプーン」の意匠を秘密にすることを請求して意匠登録出願をするときは、当該組物の意匠も秘密にすることを請求して意匠登録出願をしなければならない。
- **甲**は、意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、出願**A**について拒絶をすべき旨の査定を受けたので拒絶査定不服審判を請求したが、意匠**イ**が**乙**の秘密にすることを請求した登録意匠**口**に類似することを理由とする拒絶理由の通知を意匠**口**の秘密請求期間内に受けた。**甲**が特許庁長官に意匠**口**に関する書類について閲覧の請求をしたときは、特許庁長官は**乙**に閲覧の請求があった旨を通知しなければならない。
- **甲**は、意匠登録出願について意匠登録をすべき旨の査定を受けた。**甲**が、3年間の期間を指定して意匠登録出願の意匠を秘密にすることを請求する場合、3年分の登録料の納付と同時に、意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに秘密にすることを請求する期間を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
- **甲**が、物品全体に係る意匠**イ**と、その物品の部分に係る意匠**ロ**について同日に意匠登録出願をする場合、意匠**ロ**について秘密にすることを請求して意匠登録出願をするときは、意匠**イ**についても秘密にすることを請求して意匠登録出願をしなければならない。
- **甲**は、秘密にすることを請求した意匠について意匠登録を受けた。特許庁長官は、裁判所から請求があったときは、**甲**の承諾を得なくても、当該意匠を裁判所に示すことができる。

意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係る ものでも、冒認出願でもなく、名義人の変更はないものとし、また、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 **甲**は、自ら創作したキャラクターの画像**イ**のみをインターネット上で公開した後、そのキャラクターの画像**イ**をそのままプリントしたTシャツを販売した。売れ行きが好調で、かつ画像**イ**の公開から6月以内であったことから、意匠権取得のため、そのTシャツの意匠口に係る意匠登録出願をすることにした。この場合、最先の画像**イ**の公開の事実について意匠法第4条第2項の適用を受けることにより、意匠口について意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 **甲**は、新製品を開発し、その意匠**イ**に係る意匠登録出願をした。ところが、その出願の4月後、意匠**イ**が出願の3日前に自社ホームページ上で公開されていたことが発覚した。これは、**甲**の社内での出願時期についての連絡が遅れたことから、ホームページの管理を委託している会社へ、意匠**イ**の公開時期の調整指示が伝わらなかったことが原因であった。この場合、このホームページ上の公開の事実について意匠法第4条第1項の規定の適用を受けることによって、意匠**イ**について意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 **甲**は、新製品に関する特許出願 A をした後、1月後にその新製品の販売を開始した。 特許出願の4月後、模倣品対策のため、その特許出願を新製品の意匠 **イ**に係る意匠登録 出願 B に出願の変更をした。この場合、販売によって公開した意匠 **イ**に関し、出願 B に ついて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び意匠 **イ** が当該規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、出願の変更 と同時に提出しなければ、意匠登録を受けることはできない。
- 4 甲は、意匠イに係る意匠登録出願Aをした後に、その出願の1月前に自ら意匠イを公開していたことに気づいた。そこで、意匠イを改良して類似する意匠イ'を創作し、改めて意匠イ'に係る意匠登録出願Bをすると同時に、出願Bについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び意匠イが当該規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出した。しかし、この場合、後にした出願Bに係る意匠イ'について意匠登録を受けることはできない。

甲は、自らデザインした椅子を世界的に販売するために、その意匠**イ**をインターネット上で公開した。この場合、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願によって、世界各国に加えて、日本国でも意匠権を取得するためには、**甲**は、国際出願と同時に、意匠**イ**について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び意匠**イ**が当該規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出しなければ、意匠**イ**について意匠登録を受けることはできない。

意匠の登録要件に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、名義人の変更はないものとし、また、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲は、乙に委託して「自転車」の意匠イを創作した後、乙から意匠登録を受ける権利を譲り受けて、意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。その後、乙は、出願Aの出願の日後、出願Aに係る意匠公報の発行の日前に、出願Aに係る意匠公報に掲載された出願Aの願書及び願書に添付した図面に記載された「自転車」のサドル部分に類似する「自転車用サドル」の意匠口について意匠登録出願Bをした。この場合、出願Bは、意匠イの存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。
- 2 **甲**は、「ナイフ」の柄部分の部分意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠登録を受けた。**乙**は、出願**A**の出願の日後、出願**A**に係る意匠公報の発行の日前に、出願**A**に係る意匠公報に掲載された出願**A**の願書及び願書に添付した図面に記載された「ナイフ」の意匠と同一の「ナイフ」の意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。この場合、出願**B**は、出願**A**にかかる意匠公報に掲載された意匠の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。
- 3 **甲**は、「自動車」のドア部分の部分意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠登録を受けた。**乙**は、出願**A**の出願の日後、出願**A**に係る意匠公報の発行の日前に、出願**A**に係る意匠公報に掲載された出願**A**の願書及び願書に添付した図面に記載された「自動車」のバンパー部分の部分意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。この場合、出願**B**は、出願**A**にかかる意匠公報に掲載された意匠の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。
- 4 甲は、「自動車」のドア部分の部分意匠 イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願 A をし、意匠登録を受けた。甲は、出願 A の願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しない出願 A に係る意匠公報の発行の日後、秘密請求期間経過後に発行される意匠公報の発行の日前に、「自動車」のバンパー部分の部分意匠 口について意匠登録出願 B をした。この場合、出願 B は、出願 A にかかる意匠公報に掲載された意匠の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。

甲は、「自動車」の意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠登録を受けた。**乙**は、出願**A**の出願の日後、出願**A**に係る意匠公報の発行の日前に、出願**A**に係る意匠公報に掲載された「自動車」の意匠**イ**のバンパー部分と形状が類似するバンパー部分を有する「自動車おもちゃ」のバンパー部分の部分意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。この場合、出願**B**は、意匠**イ**の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。

意匠登録出願及び意匠登録を受ける権利に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、分割又は変更に係るものでは なく、かつ、放棄、取下げ又は却下されていないものとする。

- 1 従業者は、契約、勤務規則その他の定めにより、その性質上使用者の業務範囲に属し、 かつ、その意匠の創作をするに至った行為がその使用者における従業者の現在又は過去 の職務に属する意匠について使用者に意匠登録を受ける権利を取得させたときは、相当 の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。
- 2 意匠登録出願をした者は、事件が補正却下不服審判に係属している場合、願書の記載 又は願書に添付した図面について補正をすることができない。
- 3 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものである場合は、審査官は、その補正を却下することができると意匠法に規定されている。
- 4 意匠登録出願人が、意匠法第17条の2第1項に規定する補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3月以内にその補正後の意匠について意匠登録出願をしたとき、もとの意匠登録出願は、常に、取下げたものとみなされる。
- 5 国際意匠登録出願についてパリ条約第4条D(1)の規定により優先権の主張をしよ うとする者は、その旨を記載した所定の書面を国際公表の日から所定の期間内に提出す ることができると意匠法に規定されている。

意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、名義人の変更はないものとし、また、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲は意匠**イ**について平成 26 年 10 月 1 日に意匠登録出願**A**をし、意匠**イ**に類似する意匠**口**について平成 27 年 8 月 1 日に意匠登録出願**B**をした。出願**A**の審査において、**Z**が出願**A**と同日に出願した意匠**ハ**についての意匠登録出願**C**の存在を理由として、意匠法第 9 条第 2 項に該当する旨の拒絶理由の通知を受けた。甲と**Z**との協議は成立せず、両出願とも拒絶をすべき旨の査定が確定し、平成 27 年 7 月 1 日に意匠公報に掲載された。この場合、出願**B**は、出願**A**、出願**C**の存在を理由として拒絶される場合はない。
- 2 甲は意匠**イ**を創作し、意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。その後、**甲**は意匠**口**を 創作し、意匠**口**について、意匠**イ**が意匠公報に掲載される前に、意匠登録出願**B**をした。 その後、出願**A**は登録され意匠**イ**は意匠公報に掲載された。ところが、出願**A**の出願後、 出願**B**の出願前に、第三者が、意匠**イ**と意匠**ロ**の双方に類似する意匠**ハ**について意匠登 録出願**C**をしていた。

この場合、出願Bは、出願Cの存在を理由として拒絶される場合はない。

3 甲は意匠**イ**を創作し、意匠登録出願**A**をし、直後に意匠**イ**の実施品を販売した。その後、甲は意匠**イ**に類似する意匠**ロ**を創作し、意匠**ロ**について、意匠**イ**が意匠公報に掲載される前に意匠登録出願**B**をした。

この場合、出願**B**は、意匠**イ**以外に類似する意匠が存在しなければ、類似関係を理由 として拒絶される場合はない。

4 甲は意匠 イを創作し、意匠 イについて日本国を指定締約国に含む国際出願をし、当該 国際出願は国際登録後、国際公表された。その後、甲は意匠 イに類似する意匠 ロを創作 し、意匠 ロについて、当該国際出願に基づく国際意匠登録出願 A の意匠 イが日本国の意 匠公報に掲載される前に、国際意匠登録出願 A を本意匠とする関連意匠として意匠登録 出願 B をした。

この場合、出願**B**は、意匠**イ**以外に類似する意匠が存在しなければ、類似関係を理由 として拒絶される場合はない。 5 甲は意匠イを創作し、意匠イについて意匠登録出願Aをした。その後、甲は意匠口を 創作し、意匠口について、意匠イが意匠公報に掲載される前に、意匠登録出願Bをした。 その後、出願Aは登録され意匠イは意匠公報に掲載された。ところが、出願Aの出願後、 出願Bの出願前に、第三者が、意匠イには類似しないが意匠口に類似する意匠ハについ て意匠登録出願Cをしていた。

この場合、出願Bは、出願Cの存在を理由として拒絶される場合はない。

意匠の類否判断に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 意匠に係る物品が拡大レンズで見て取引されるのが通常の場合、拡大レンズで見た状態で意匠の類否判断が行われる。
- 2 登録意匠と、それ以外の意匠とが類似であるか否かの判断にあたり、「取引者」の観点を含めることが認められる。
- 3 登録意匠と、当該登録意匠に形態が類似する意匠であっても、両意匠は非類似となる 場合がある。
- 4 本意匠とその関連意匠が登録されているとき、本意匠と他の意匠との類否判断にあたり、関連意匠を参酌できる。
- 5 意匠権の侵害訴訟においては、意匠権者の「登録意匠の実施品」と相手方の物品の意匠との類否が判断される。

意匠の無効審判又は意匠権の消滅に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 本意匠とその関連意匠が登録されている場合で、後になって両者の間に類似性がないと認められたときでも、そのことは当該関連意匠登録の無効理由にはならない。
- 2 共有にかかる意匠権の場合、無効審判請求にあたっては、共有者全員を被請求人としなければならない。
- 3 冒認出願を理由とする無効審判請求は、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を 受ける権利を有する者しかできない。
- 4 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際登録を基礎とした日本国の意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅した後であっても、なお存続する。
- 5 無効審判において審判の対象となっている意匠権の通常実施権者も、意匠権者を補助 するため、その審判に参加することができる。

【意匠】9

意匠**イ**に係る意匠権**A**を有する**甲**は、意匠**イ**に類似する意匠に係る物品**X**を、業として 日本国内において販売し、輸出している**Z**に対し、意匠権**A**の侵害を理由とする物品**X**の 販売の差止め及び損害賠償を求める訴えを提起することを検討している。次のうち、正し いものは、どれか。

ただし、いずれの場合も意匠権について、専用実施権の設定をしていないものとする。

- 1 **甲**は、その訴えにおいて、物品**X**の販売の差止めを請求することなく、**Z**が日本国内 に所在する**Z**の倉庫に保管している物品**X**の廃棄と損害賠償のみを請求することができ る。
- 2 意匠**イ**は、秘密請求期間を意匠権**A**の設定登録の日から平成28年12月31日までとする秘密意匠であったが、秘密請求期間が経過し、平成29年1月31日に、意匠公報に掲載された。**甲**が平成29年1月1日から平成29年4月30日までの期間になされた**乙**の販売行為を対象として損害賠償を請求する場合、全期間にわたる当該販売行為について、**乙**に過失があったことが意匠法上推定される。
- 3 **乙**が、物品**X**の日本国内での販売を停止し、輸出して海外で販売するために物品**X**を 日本国内に所在する**乙**の倉庫に保管している場合、**甲**は、当該保管行為の差止めを求め ることはできない。
- 4 **甲**は、裁判所に対し、**乙**を被告として、意匠権**A**の侵害を理由とする物品**X**の販売の 差止め及び損害賠償の支払いを求める訴えを提起した後であっても、意匠**イ**に類似する 意匠の範囲について、特許庁に対し、判定を求めることができる。
- 5 **甲**は、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠**ロ**を出願し、関連意匠**ロ**についても意匠登録を受け、意匠権**B**を保有している。**Z**が、関連意匠**ロ**には類似するが、本意匠である意匠**イ**には類似しない意匠に係る物品**Y**を販売している場合、**甲**は、意匠権**B**の侵害を理由として物品**Y**の販売の差止めを請求することはできない。

【意匠】10

意匠権者である**甲**から意匠権侵害の警告を受けた**乙**がなしうる主張のうち、意匠法上明らかに理由がないものはどれか。

- 1 **甲**が保有する意匠権は「一組の飲食用のナイフ、フォーク及びスプーンのセット」に 係る組物の意匠権であるところ、**乙**はスプーンのみを単体で販売しているにすぎず、ナ イフ及びフォークを販売していないので、当該意匠権を侵害しないとの主張。
- 2 **甲**が、本意匠である意匠権Aの設定登録よりも後に設定登録された関連意匠である意匠権Bの侵害を主張しているところ、意匠権Aの存続期間の満了と同時に、意匠権Bも消滅したとの主張。
- 3 **乙**は、**甲**の意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠に類似する意匠の創作をし、**甲**の意匠登録出願の際、現に日本国内においてその意匠の実施である事業をしており、その後も、その実施の事業の目的の範囲内において実施をしているにすぎないという主張。
- 4 **甲**が**丙**に対して提起した意匠権の侵害を理由とする差止請求訴訟において、裁判所が 当該意匠権に無効理由が存在するとの**丙**の抗弁を認め、**甲**の**丙**に対する請求を棄却する 判決をし、その判決が確定した場合において、当該意匠権に無効理由が存在するとの裁 判所の判断は対世的効力を有するので、**乙**に対しても当該意匠権の侵害を主張しえない との主張。
- 5 **乙**は、新たな意匠を創作するための研究として、**甲**が保有する意匠権に係る意匠と類似する物品を試作したにすぎないとの主張。

マドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 国際商標登録出願については、所定の期間内に提出する手続補正書により、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができるが、商標登録を受けようとする商標については、いかなる補正もすることができない。
- (p) 第68条の30第1項第2号に規定する「個別手数料」(登録料に相当する額の個別手数料)は、いかなる場合も分割して納付することができない。
- (ハ) 国際登録の基礎となっている**X**国の商標登録出願の指定商品の一部が**X**国での出願の審査において補正により削除されたときは、当該国際登録に係る国際商標登録出願の指定商品の一部が我が国での出願の審査において補正により削除されたものとみなされる場合がある。
- (二) 国際登録の名義人が、議定書第3条の3に規定する領域指定を特許庁長官にする場合は、原則として、特許庁長官がその受理をした日が事後指定の記録日となる。
- (*) 国際登録が全部消滅し、国際登録簿において当該国際登録が消滅した日が記録された場合、当該国際登録に基づく商標権は、当該記録された日の翌日に消滅する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

商標の保護対象等について、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 映画館で上映される映画の冒頭で、映画制作会社のテーマ曲に合わせて同社の社標が動くものについては、テーマ曲である音及び社標の動きのいずれも人の知覚によって認識できるものであるから、音と動きが結合した1つの商標として、商標法第2条第1項に規定する商標に該当する。
- 2 指定商品との関係で識別力を有しない立体的形状と、識別力を有する平面標章とが結合した商標は、立体商標として商標登録される場合はない。
- 3 通信販売のみを行う小売業者が使用する商標は、当該小売業者が実店舗を有さないため、いわゆる小売等役務に係る商標として商標登録される場合はない。
- 4 商品の形状自体についての発明が現に有効な他人の特許権の対象となっているとき、 その商品自体の形状は、立体商標として商標登録される場合はない。
- 5 商標登録を受けようとする商標を記載した欄の色彩(地色)と商標登録を受けようとする商標の一部の色彩が同一である場合、出願人が商標の当該一部に地色と同一の色彩を付すべき旨を明示しないときは、当該色彩はその商標の構成要素ではないものとみなされる。

商標の登録異議の申立てに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録異議の申立てに係る商標登録を取り消すべき旨の決定に対して、その取消しを求める訴えは、当該商標権に関し利害関係を有する者であれば、当該登録異議の申立ての審理に参加を申請しなくても、提起することができる。
- (ロ) 登録異議申立人は、商標権者の承諾を得れば、当該登録異議の申立てについての決定が確定するまでは、いつでも当該登録異議の申立てを取り下げることができる。
- (ハ) 同一の商標権に係る2以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がない限り併合される。
- (二) 登録異議の申立てに係る商標登録を取り消すべき旨の決定が確定したときは、その商標権は当該決定が確定したときから存在しなかったものとみなされる場合がある。
- (*) 商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、 登録異議申立人を補助するため、その審理に参加することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

地域団体商標に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4)「○○メロン」(「○○」は地域の名称)の文字からなる商標について、指定商品中に「メロンジュース」を含む地域団体商標の商標登録出願は、地域団体商標の商標登録を受けることはできない。
- (n) 地域団体商標の商標登録出願より先に出願された登録商標が文字及び図形からなるものであって、その文字部分が後願に係る地域団体商標と同一又は類似であるときは、当該登録商標の存在を理由として、後願に係る地域団体商標の商標登録出願が拒絶される場合がある。
- (n) 商標の構成中に「本家」の文字を含むものは、地域団体商標の商標登録を受けることができないが、「本場」の文字を含むものは、地域団体商標の商標登録を受けることができる場合がある。
- (二) 地域団体商標として出願した商標が、商標全体として商品の普通名称と認められる場合であっても、商標の構成が商標法第7条の2第1項各号の要件を満たすものであれば、地域団体商標の商標登録を受けることができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

商標権等の分割・移転・存続期間の更新等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権に係る指定商品が2以上あるときは、相互に類似する指定商品について異なった者に移転することとなる場合であっても、当該商標権を指定商品ごとに分割して移転することができる。
- (p) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録手続において、利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。
- (ハ) 商標権の存続期間の更新登録手続において、その商標権に係る通常使用権者は、いかなる場合であっても登録料を納付することができない。
- (二) 地域団体商標に係る商標権は譲渡によって移転することができず、組合等の団体の合併のような一般承継の場合に限り移転することができる。
- (*) 団体商標に係る商標権が移転されたときは、その商標権は、通常の商標権に変更されたものとみなされる。そのため、団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転することができる場合はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

商標権の効力等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願人が、商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求するためには、当該使用者が、商標登録出願の内容を知りながら当該商標を使用していても、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしなければならない。
- 2 商標権者は、故意又は過失により自己の商標権を侵害した者に対し、その登録商標の 使用に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を賠償請求する場合、損害の発 生について主張立証する必要はなく、権利侵害の事実と通常受けるべき金銭の額を主張 立証すれば足りる。それに対し、侵害者は、損害の発生があり得ないことを抗弁として 主張立証しそれが認められれば、損害賠償の責めを免れることができる。
- 3 商標法第26条第1項第1号の規定により、商標権の効力は、自己の名称の著名な略称 を普通に用いられる方法で表示する商標には及ばないが、商標権者が同規定の適用を免 れるためには、商標権の設定の登録があった後他人が当該商標権の存在を認識してその 商標が用いられたことを立証すれば足りる。
- 4 商標権者**甲**が自己の商標権について通常使用権を**乙**に許諾した後にその商標権を**丙**に 譲渡した場合、当該通常使用権がその商標権の譲渡の前に登録されていたときは、**乙**の 通常使用権は商標権を譲渡により取得した**丙**に対しても、その効力を生ずる。
- 5 商標権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に、当該商標登録を無効にすべき旨の審決 が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該訴訟を本案とする仮差押命令 事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴えにおいて、当該審決が確定した ことを主張することができない。

商標法における補正に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 商標登録出願に係る指定商品又は指定役務を、その指定商品又は指定役務に類似する 商品又は役務に変更する補正は、非類似の商品又は役務への変更ではないので、要旨を 変更するものとされることはない。
- (p) 拒絶査定不服審判において、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正が、要旨を変更するものであるとして補正の却下の決定がなされた場合、審判請求人は、この決定に対する訴えを東京高等裁判所に提起することができる。
- (ハ) 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正が、商標権の設定の登録があつた後に要旨を変更するものであると認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。
- (二) 商標登録出願人は、審査官による補正の却下の決定を受けた場合、商標法第17条の 2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する新たな商標登録出願を することができるが、当該商標登録出願をした後は、その補正の却下の決定に対する審 判を請求することができない。
- (ホ) 願書に記載した指定商品についてした補正が、要旨を変更するものであるとして、審査官により決定をもって却下されたので、その後、商標登録出願人は要旨を変更することのない適切な補正を新たに行った。この場合、審査官は当該決定の謄本の送達があった日から3月を経過しなくても、当該商標登録出願について査定を行うことができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

商標権に係る使用権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 色彩のみの商標、音の商標、位置商標のいずれについても、平成 26 年法律改正(平成 26 年法律第 36 号)の施行前から不正競争の目的でなく、他人の登録商標に係る指定商品についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者には、当該改正法の施行の際現にその商標の使用をして業務を行っている地理的範囲内において、その商品についてその商標の使用をする権利が認められる。
- 2 団体商標に係る商標権を有する団体の構成員は、その商標権について専用使用権が設定されていないときは、その指定商品又は指定役務について団体商標に係る登録商標を自由に使用する権利を有する。
- 3 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品についてその商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際、現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合には、その商品についてその商標の使用をする場合には、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。この権利が、当該業務を承継していない者に承継される場合はない。
- 4 商標権に係る専用使用権の移転が認められるのは、①当該専用使用権者の事業とともにする場合、②当該商標権者の承諾を得た場合、③相続その他の一般承継の場合のいずれかに限られる。
- 5 **甲**の登録商標が、当該登録の出願日よりも前に出願された**乙**の登録防護標章と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするものと同一の商標であることを理由としてその商標登録が無効審判によって無効とされた場合、当該無効審判の請求の登録の前に、**甲**が日本国内において、指定商品について当該商標の使用を開始しており、その商標が**甲**の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、現にその商標の使用をして業務を行っている地理的範囲内であれば、いかなる場合も**甲**は継続してその商品についてその商標の使用をすることができる。

商標法第2条第3項に規定する標章の使用に関し、次の(4)~(*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) ホテルが、その宿泊客の利用に供する寝具に自己の標章を付したものを輸入する行為は、その役務(宿泊施設の提供)についての標章の使用に該当しない。
- (p) 和菓子店が、自ら製造した饅頭に自己の標章を焼印で付する行為は、和菓子の小売の業務において行われる役務についての標章の使用に該当しないが、当該饅頭を販売する店舗の看板に自己の標章を表示する行為は、和菓子の小売の業務において行われる役務についての標章の使用に該当する。
- (ハ) 喫茶店が、自己の標章を付したコーヒーサイフォンを、その営業中に客席から見える カウンター上に置いておく行為は、喫茶店における飲食物の提供についての標章の使用 に該当しない。
- (ニ) クリーニング店が、クリーニング後の顧客の被服類に、自己の標章を表示したタグを 付す行為は、被服類のクリーニングについての標章の使用に該当する。
- (ホ) 遊園地が、新規にその営業を開始する前に、その遊園地の広告にその役務(娯楽施設の提供)に使用する予定の標章を付し、広告チラシとして街頭で配布する行為は、当該 役務の標章の使用に該当する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

商標の審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 拒絶査定に対する審判(商標法第44条第1項)において、拒絶をすべき旨の査定を取り消すときは、審判官は、商標登録をすべき旨の審決をしなければならない。
- 2 不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条第1項)においては、被請求人 とその代理人のいずれもが口頭審理の期日に出頭しない場合であっても、審判長は審判 手続を進行することができる。
- 3 商標登録がされた後において、その登録商標が外国の国旗と同一の商標に該当するものとなったことを理由として、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、 当該無効事由に該当するに至った時を特定できないときは、その商標権は、当該審決が 確定した時から存在しなかったものとみなされる。
- 4 地域団体商標に係る登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものであるときは、その商標登録がされた後においてその商標権者が商標法第7条の2第1項の組合等に該当しなくなっても、そのことを理由として当該商標登録が無効にされることはない。
- 5 **a**及び**b**を指定商品とする商標登録に対し、指定商品**b**に係る不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条第1項)が請求された場合において、答弁書の提出期間内に指定商品**b**に係る商標権の放棄による消滅が登録されると、当該審判請求は、不適法な審判の請求であるとして、審決をもって却下される。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 優先権の主張は、先の出願の番号の表示が欠落しているという理由のみでは無効とは みなされない。
- 2 国際出願の国際出願日が、優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である場合に、受理官庁は、規則に定められた所定の条件のもとに、当該受理官庁が採用する基準が満たされていること、すなわち、当該優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、次のいずれかの場合によると認めた場合には、優先権を回復する。
 - (i) 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合
 - (ii) 故意ではない場合

各受理官庁は、これらの基準のうち少なくとも一を適用するものとし、また、これら の両方を適用することができる。

- 3 国際事務局が所定の期間内に記録原本を受理しなかった場合には、国際出願は、取り 下げられたものとみなされる。
- 4 出願人は、所定の期間内に限り、国際出願の写しを指定官庁に送付することができる。
- 5 受理官庁は、国際出願に発明の名称の記載がないことを発見した場合には、出願人に 対し所定の期間内に国際出願の補充をすることを求める。補充をしなかった場合には、 その国際出願は、取り下げられたものとみなされ、受理官庁は、その旨を宣言する。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(4)~(4)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 受理された全ての国際出願に対して、国際調査機関により国際調査が実施され、国際 調査報告が作成される。
- (p) 国際出願に発明の名称の記載がない場合において、出願人に対し発明の名称の補充を することを求めた旨の受理官庁からの通知を国際事務局が受領していないときには、国 際事務局は、自ら発明の名称を決定する。
- (ハ) 出願人は、補充国際調査を行うことを請求する場合には、その請求は補充国際調査を 管轄する2以上の国際調査機関について行うことができる。
- (二) 国際調査報告を作成するための期間は、国際調査機関による調査用写しの受領から3 月の期間又は優先日から9月の期間のうちいずれか遅く満了する期間とする。
- (*) 国際出願が国際公開に用いられる言語以外の言語でされた場合には、特許協力条約第 19条の規定に基づく補正は、国際出願の言語でする。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いく つあるか。

- (イ) 出願人は、国際予備審査機関から、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するものとは認められないとの見解を書面により通知された場合、補正書の提出による答弁をすることはできるが、補正を伴わない抗弁の提出のみによる答弁はすることができない。
- (p) 2人以上の出願人がある国際出願において、国際予備審査の請求書には出願人のうちの1人の署名しかない場合であっても、そのことを理由として、国際予備審査機関が出願人に対し、国際予備審査の請求書の欠陥の補充を求めることはない。
- (ハ) 出願人は、国際予備審査の請求を管轄国際予備審査機関に対して行い、国際事務局は、 各選択官庁に対し自己が選択官庁とされた旨を通知する。
- (二) 国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(自明のものではないもの)及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とする。当該見解における基準は、国際予備審査にのみ用いられ、締約国は、自国において特許を受けることができる発明であるかどうかの判断において、追加の又は異なる基準を適用することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求が、出願人への国際調査報告の送付の日から3月を経過する前になされた場合であっても、優先日から22月を経過した後であるとき、当該請求は提出されなかったものとみなされ、国際予備審査機関はその旨を宣言する。
- 2 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合であっても、出願人に対し、請求の範囲の減縮及び追加手数料の支払いのいずれも求めることなく、国際出願の全体について国際予備審査を進めるときがある。そのときは、国際予備審査機関は、書面による見解及び国際予備審査報告において発明の単一性の要件を満たしていないと認めた旨を表示し及びその理由を明記する。
- 3 国際予備審査の請求書の提出の時に、特許協力条約第19条の規定に基づく補正が行われた場合、国際予備審査において当該補正が考慮されるためには、出願人は、国際予備審査の請求書とともに補正書の写しを国際予備審査機関に提出しなければならない。
- 4 国際予備審査の請求に関して国際予備審査機関が徴収した取扱手数料が、出願人に払い戻されるのは、次の(i)及び(ii)の場合に限られる。
 - (i) 当該国際予備審査機関が国際予備審査の請求書を国際事務局に送付する前に、国際予備審査の請求が取り下げられた場合
 - (ii) 国際予備審査の請求をすることができる期間を経過した後に国際予備審査の請求 がなされたために、当該請求が行われなかったものとみなされた場合
- 5 国際事務局及び国際予備審査機関は、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合を除き、いかなる時においても、いかなる者又は当局に対しても、国際予備審査の一件書類につき、特許協力条約に定義する意味において知得されるようにしてはならない。

特許協力条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 期間を定めるのに日をもってしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算する。
- 2 優先日が2016年2月29日(月)のとき、「優先日から19月」の期間は、最も早い場合、2017年9月29日(金)に満了する。
- 3 出願人、国内官庁、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び国際事務局は、 西暦紀元及びグレゴリー暦によって日付を表示するものとし、他の紀元又は暦を用いる 場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。
- 4 期間の末日の日付は、当該期間の起算日の根拠となった当該事象が生じた時の当該地における日付とする。
- 5 特許協力条約第1章及び第2章で定める期間は、特許協力条約第60条の規定による改正によらずに変更することができる場合がある。

特許法に規定する国際特許出願又は実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に関し、 次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許協力条約第 34 条の規定に基づき補正書を提出した場合、外国語特許出願について、国内処理基準時の属する日までに、当該補正書の日本語による翻訳文を提出したとき、当該翻訳文による補正は、特許法第 184 条の 12 第 2 項に規定する翻訳文等に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 2 特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正をした場合、外国語実用新案登録出願について、国内処理基準時の属する日までに、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を提出したとき、当該翻訳文により補正がされたものとみなされる。
- 3 外国語特許出願については、国内公表により特許法第29条の2に規定する、いわゆる 拡大された先願の地位が発生する。
- 4 日本語実用新案登録出願については、国際公開があった後に補償金請求権が発生する。
- 5 外国語特許出願(特許権の設定の登録がされたものを除く。)に係る国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面又は要約についての証明等の請求は、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、国際公開がされるまですることができない。

パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)における優先権に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した事項を除き、パリ条約による優先権主張の要件は満たされているものとする。

- (4) いずれかの同盟国において、特許出願もしくは実用新案、意匠もしくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をすることに関し、所定の期間中優先権を有するが、優先権の主張の基礎となる出願は、正規の国内出願である必要がある。したがって、出願後に当該出願が拒絶され、又は、放棄がされた場合は、優先権が消滅する。
- (p) 出願人甲によるパリ条約の同盟国Xに出願された最初の特許出願Aと同一の対象について同盟国Xにおいてされた出願人甲による後の特許出願Bは、出願Aが、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、出願Bの出願の日までに取り下げられ、放棄され、又は拒絶の処分を受けたこと、及び出願Aがまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、パリ条約第4条C(2)にいう最初の出願とみなされる。
- (ハ) 優先権の利益を受けることができる者は、同盟国の国民でない場合、いずれかの同盟 国の領域内に住所又は現実かつ真正の営業所を有することに限られず、いずれかの同盟 国に対して何らかの関与があれば足りる。
- (二) 同盟国**X**においてされた後の特許出願について、同盟国**Y**においてされた先の出願により、優先権の主張の効果が生じるためには、優先権の主張がされた発明の構成部分につき、当該先の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされていれば足り、請求の範囲に記載されている必要はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、同盟国であるか否かを問わず、他の国において同一の発明について取得した特許から独立したものとされ、優先期間中に出願された特許は、無効又は消滅の理由について独立のものとされる。
- (p) 同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願した商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶されては無効とされることはなく、いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国(本国を含む。)において登録された商標から独立したものとされる。
- (ハ) パリ条約の同盟国Xにおいて、物の製造方法の発明についての特許権が国内で当該製造方法で製造された物の販売行為に及ぶ旨を規定した国内法令がある場合、甲がある物の製造方法についての同盟国Xにおける特許権者であり、当該物の製造方法でY国において製造され同盟国Xに輸入された物を、乙が同盟国Xで販売しているとき、甲の前記特許権は乙の販売行為についても及ぶ。
- (二) 不法に商標又は商号を付した産品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押えられるが、差押えは、産品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその産品が輸入された同盟国の国内においても行われる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における特許及び意匠に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 一定の条件の下で発明地について差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が 享受されることが規定されている。しかし、一定の条件の下で創作地について差別する ことなく、意匠の保護が与えられ、及び意匠権が享受されることは規定されていない。
- 2 一定の条件の下で、加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる 排他的権利について限定的な例外を定めることができることが規定されている。しかし、 一定の条件の下で、加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定 的な例外を定めることができることは規定されていない。
- 3 一定の条件の下で、加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができることが規定されている。しかし、一定の条件の下で、加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある意匠を意匠の保護の対象から除外することができることは規定されていない。
- 4 特許は、排他的権利として、特許の対象が物である場合に、特許権者に特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の販売の申出を防止する権利を与えることが規定されている。しかし、保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で販売の申出をすることを防止する権利を有することは規定されていない。
- 5 特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられることが規定されている。しかし、意匠の保護を取り消し又は意匠権を消滅させる 決定については、司法上の審査の機会が与えられることは規定されていない。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における不正商標商品又は商標の不正使用に 関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 加盟国の司法当局は、不正商標商品については、いかなる場合でも、違法に付された 商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることができる。
- 2 加盟国は、特に、不正商標商品の貿易に関して、司法当局間で情報の交換及び協力を 促進しなければならない。
- 3 加盟国は、不正商標商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、当該商品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用しなければならない。
- 4 加盟国の権限のある当局は、不正商標商品については、いかなる場合でも、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続きに委ねてはならない。
- 5 加盟国は、故意か過失かを問わずに、商業的規模の商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めなければならない。

著作物に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 日本国民の著作物は、日本国内で発行されない限り、わが国の著作権法による保護を 受けることはできない。
- 2 一般的な注文住宅も、通常加味される程度の美的創作性を備えていれば、建築の著作物として保護される。
- 3 応用美術作品は、美術工芸品を除き、美術の著作物として保護されない。
- 4 小説をもとに漫画が作成され、その漫画をもとに映画が作成された場合、それらのストーリーが同じであるときには、映画は漫画の二次的著作物とはなるが、小説の二次的著作物とはならない。
- 5 ある県の県庁が作成した条例に関するデータベースは、情報の選択又は体系的構成に 創作性があれば、著作物として保護される。

著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 放送局**甲**が放送した放送番組を放送局**乙**が受信して再放送した場合、放送局**乙**は、再放送につき著作隣接権を取得する。
- 2 レストランの経営者**甲**が、その店舗内において、歌手**乙**の歌唱が収録された市販の音楽 CD を再生し、客に聴かせる行為は、**乙**の著作隣接権を侵害する。
- 3 映画会社**甲**が、レコード会社**乙**の許諾を得て、**乙**の録音した音源を**甲**の製作する映画 に収録した場合には、**甲**は、**乙**の許諾を得ることなく、当該音源を収録した映画のサウンドトラック盤 CD を作成し、販売することができる。
- 4 音楽配信事業者**甲**は、市販の音楽 CD に録音された**乙**の歌唱を、**乙**の許諾を得ることなく、インターネット上で配信することができる。
- 5 有線放送局**甲**は、その学校教育向けの放送番組において、放送局**乙**が放送した放送番組を、**乙**の許諾を得ることなく、学校教育の目的上必要な範囲で、有線放送することができる。

著作権及び出版権について、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 匿名で小説を出版した小説家が、その出版後 50 年を経過した後に、本名を著作者名と して出版した場合、その小説の著作権は、著作者の死後 50 年間存続する。
- 2 会社の従業員が職務上作成したプログラムであって、会社によって秘密管理され、その作成後50年間公表されなかったものの著作権の存続期間は、作成後50年である。
- 3 相続人のいない個人の著作権者が死亡した場合、その著作権は国庫に帰属する。
- 4 出版社が小説家から小説の複製について出版権の設定を受けた場合、出版社は、小説家の承諾を得ることなく、他の出版社に当該小説の複製について許諾を与えることができる。
- 5 著作権者から著作物の利用の許諾を受けた者は誰でも、その許諾の範囲内において、 違法に著作物を利用する者に対して利用行為の差止めを請求することができる。

著作者人格権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 コンピュータ・プログラムの著作物を工業製品の一部に組み込む場合に著作者の表示 を省略することは、仮に著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがな いとしても、当該著作者の氏名表示権の侵害となる。
- 2 公表された論文の書誌情報を蓄積したデータベースにおいて、論文の著作者として誤った氏名を表示することは、当該論文の著作者の氏名表示権の侵害となる。
- 3 小説を教科用図書に掲載する際に、不適切な差別用語を直すことは、学校教育の目的 上やむを得ない場合であっても、小説家の同一性保持権の侵害となる。
- 4 未公表の小説を原著作物とする二次的著作物の漫画作品について、原著作者である小説家の同意なく公表する行為は、当該小説家の公表権の侵害となる。
- 5 未公表の著作物である工場建設の設計図を行政機関に提出した場合、行政機関が情報 公開制度に基づいて当該設計図を公衆に提供することは、当該設計図の著作者の公表権 の侵害となる。

著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 適法に販売された漫画作品の複製物について、その中古本を仕入れた古書店が顧客を相手にそれを販売する行為は、譲渡権の侵害になる。
- 2 適法に販売された漫画作品の複製物について、その中古本を仕入れた古書店が顧客を相手にそれを貸与する行為は、貸与権の侵害にならない。
- 3 購入した音楽 CD をパソコンのハードディスクに私的使用の目的で複製した後、その複製物を保存したままで、当該音楽 CD をインターネット・オークションによって公に譲渡した場合、複製権侵害とみなされる。
- 4 頒布権を有する者から許諾を得て公に販売された家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトの複製物について、その所有者から当該複製物を譲り受けた業者が、顧客を相手にそれを譲渡することは、頒布権の侵害になる。
- 5 頒布権を有する者から許諾を得て公に販売された家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトの複製物について、その所有者から当該複製物を譲り受けた業者が、顧客を相手にそれを貸与することは、頒布権の侵害になる。

食品会社である**甲**社は、独自に開発したスパイスの製造方法**A**を秘密管理しており、製造方法**A**は公然と知られていない。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **乙**が、甲社の従業員を強迫して、製造方法 A を聞き出した。**乙**がその情報を**丙**に開示する行為は、**丙**に秘密保持義務を課している限り、不正競争とならない。
- 2 **乙**が、**甲**社の従業員を強迫して製造方法**A**を聞き出し、その方法を使ってスパイスを 製造する行為は、そのスパイスを販売しない限り、不正競争とならない。
- 3 **乙**は、**甲**社の工場に無断で侵入し、商品庫に保管されていたスパイスを窃取した。そのスパイスが、製造方法**A**を使用して製造された物である場合、**甲**社は、**乙**が当該スパイスを第三者に譲渡する行為を差し止めることができる。
- 4 甲社の従業員**乙**は、秘密保持契約に基づき、甲社から製造方法**A**の開示を受けた。**乙**は、その情報を**丙**に開示した。**乙**に、不正の利益を得る目的や、甲社に損害を加える目的がない場合であっても、**乙**の開示行為は不正競争となる。
- 5 甲社の従業員**乙**は、秘密保持契約に基づき、甲社から製造方法**A**の開示を受けた。**乙** は、その情報を**丙**に開示した。**丙**が、**乙**が秘密保持義務に違反して開示していることを 知っていた場合には、**丙**の取得行為は不正競争となる。

不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 **甲**は、**乙**社に対し、映画の DVD に付されたコピープロテクションを回避するための装置を有償で譲渡した。**乙**社が、コピープロテクションの研究のためにその装置を入手した場合は、**乙**社が営利会社であっても、**甲**の行為は、不正競争とならない。
- 2 **甲**が販売している装置が、映画の DVD に付されたコピープロテクションを回避することを可能とする機能を有している場合であっても、それ以外の機能も有している場合には、**甲**の当該装置の販売行為は、不正競争とならない。
- 3 **甲**は、映画の DVD に付されたコピープロテクションを回避することのみを可能とする プログラムを作成した。**甲**が、そのプログラムを無料で少数の友人のみに譲渡した場合 であっても、**甲**の譲渡行為は、不正競争となる。
- 4 **甲**社が、**乙**社が脱税しているという情報を**乙**社の経理責任者から得て、**乙**社の顧客に 告知した。**甲**社が、その情報が真実であると確信していた場合であっても、実際には虚 偽であったときは、**甲**社の行為は、不正競争となる。
- 5 **甲**社が、**乙**社の周知なロゴマークを付したボールペンを製造し、自らの顧客に無償で 提供した。そのボールペンが**乙**社の商品であるとの誤認を生じさせるときは、**甲**社の行 為は、不正競争となる。

不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 **甲**社が、自社の製造・販売するエアコンに「消費電力が従来よりも約50%減少」という表示を付して販売した。**甲**社の実験において、消費電力の減少の事実は確認されたが、減少率が約20%でしかなかった場合、**甲**社の行為は不正競争となる。
- 2 **甲**社が、**乙**社の無添加化粧品には着色料・保存料が使用されているという虚偽の事実 を、自社の販売する化粧品のパンフレットに掲載して頒布した。**甲**社が、**乙**社に損害を 与える目的で行った場合であっても、**甲**社の行為は、不正競争防止法上の刑事罰の対象 とならない。
- 3 **甲**社が、自社の製造・販売するスピーカーの広告に、著名な音楽評論家が長年愛用していると記載する行為は、それが虚偽の事実である場合でも、商品の品質に関する表示ではないため、不正競争とならない。
- 4 **甲**社の営業秘密を**乙**が窃取し、九州地方のみで使用することを条件に、これを**丙**に開示した。開示のとき、**丙**が、その情報が窃取された営業秘密であることを知らず、かつ知らなかったことにつき重大な過失がなかった場合、後にそのことを知ったとしても、九州地方で使用している限り、**丙**の使用行為は、不正競争とならない。
- 5 **甲**社の従業員である**乙**が、金銭を得る目的で、**甲**社の営業秘密が記載された文書を複製し、その複製物を**丙**社に売り渡した。**甲**社からの告訴がない場合であっても、**乙**の行為は、不正競争防止法上の刑事罰の対象となる。

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 他人の商品表示を使用することによって、他人の商品と混同を生じさせるか否かは、消費者ではなく、競業事業者が混同するかどうかを基準として判断される。
- 2 不正競争防止法のいわゆる周知な商品等表示に該当するためには、全国的に広く認識されている必要がある。
- 3 商品に他人の著名な商品等表示を付したが、まだその商品を販売していない場合は、 不正競争とならない。
- 4 非営利事業を行っている他人の周知な商品等表示を使用して、その他人の役務提供との混同を生じさせる行為は、不正競争となる。
- 5 不正の利益を得る目的で、他人の商品等表示と同一または類似のドメイン名を使用する権利を保有しているが、実際に使用していない場合には、不正競争とならない。

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 裁判所の秘密保持命令に違反して、その対象となった営業秘密を使用する行為は、刑事罰の対象となる。
- 2 不正競争行為により他人の営業上の信用を害した者に対して、裁判所は、当該行為が過失による場合であっても、その信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。
- 3 外国の国旗と類似のものを商標として使用した商品を販売したとしても、刑事罰の対象にはならない。
- 4 他人の著名な商品表示を付した商品を販売する者に対し、当該行為により営業上の利益を侵害された者は、当該商品の販売差し止めとともに、その廃棄を請求することもできる。
- 5 非営利事業を行う者であっても、他人の不正競争行為によりその信用を害された場合 には、当該行為の差止めを請求することができる。